

## パートタイマーの税金と年収について

### 「壁」による負担内容と控除の取り扱いはどうなってるの？

「パートタイマーは年収いくらまでなら損をしないのか・・・」、「パートタイマーで働くなら年収103万円を超えない方が得なのか・・・」「将来のことを考えれば、パートタイマーも年収を気にせず働いたほうが得なのか・・・」等々、パートタイマーとして働く主婦にとって年収問題は大きな関心事です。税制度上、年収金額によって税負担等の内容は変わります。その基点となる金額はよく「壁」と表現されます。この欄ではその「壁」ごとに変わる負担内容をまとめてみました。

(はじめに)

最初に確認しなければいけないのは、年収の「壁」の対象となるパートタイマーは世帯主の扶養となっていて、世帯主が給与所得者であるということとです。世帯主が給与所得者として働いていて配偶者が扶養家族(被扶養)とされパートタイマーとして働くというケースに限定されるということです。

ここ最近の労働相談でこのような被扶養パートタイマーから年収と税金の関係で次のような相談が寄せられています。

- ①年収が103万円を超えると手取り収入が減り損をするのではないかと。
- ②所得税が課税されるラインはいくらか。
- ③世帯主(夫)が配偶者控除を受けられなくなる年収ラインはいくらか。
- ④世帯主(夫)の会社で配偶者(扶養・家族)手当が支給されなくなるラインはいくらか。
- ⑤世帯主の扶養から外れ、自ら被保険者となるラインはいくらか。

いずれも、「年収の壁」ごとに整理するとすることができるものです。それぞれ以下のように整理しました。

#### 1. 年収100万円の壁

被扶養パートタイマーの年収が100万円を超えると住民税が課税されます。課税金額は年間数千円程度です。

## 2. 年収103万円の壁

被扶養パートタイマーの年収が103万円を超えると所得税が課税されます。課税金額は年間数千円程度です。つまり年収が103万を超えると所得税と住民税が課税されることとなります。

ここで、注意すべきポイントは世帯主の会社の給与制度です。給与制度によっては、家族手当支給の基準を被扶養者年収が103万円以下の金額としているケースもあります。

## 3. 年収106万円の壁（従業員501人以上）

2016年10月1日から従業員が501人以上の企業には次の要件に該当するパートタイマーを含む短時間労働者の社会保険加入（健康保険・厚生年金）が義務とされました。

- ①週20時間以上の勤務するもの
- ②月額88,000円以上の賃金収入（年収106万円以上）あるもの  
※通勤交通費は含みません。
- ③勤続1年以上が見込まれるもの

社会保険料を控除されるので手取り収入が減ると危惧する声も寄せられます。ただ、将来受け取る年金額や怪我・病気で働けなくなった場合の傷病手当金及び介護休業手当金の受給を考慮すれば「損」ではありません。

働けるだけ働き正しく納付することが最善といえます。

## 4. 年収130万円の壁（原則社会保険加入が義務）

被扶養パートタイマーの年収が130万円（交通費・家族手当・住宅手当等定期的に支払われもの含む）・月額108,333円を超えると、世帯主の社会保険の扶養対象から外れます（2019年10月から被扶養パートタイマーの年収基準は106万円以上に統一される）。

納付する社会保険料の金額は手取り収入減に直結します。しかし「106万円の壁」のときの説明と同様、それ以上のメリットもあります。被扶養パートタイマーの勤務先が何らかの理由で社会保険に加入しない場合、国民年金保険と国民健康保険に加入し保険料を納めることとなります。国民健康保険は割高で傷病手当金や介護休業手当金などの制度もありません。

社会保険加入は将来の年金受給に反映され、働けない場合は傷病手当金や介護休業手当金の受給が整備されています。

## 5. 年収150万円の壁

いわゆるサラリーマンの「配偶者控除」は、2018年1月から適用される年収が「103万円」から「150万円」に変更されます。被扶養パートタイマーの年収が150万円未満であれば、世帯主は38万円の「配偶者控除」を受け取ることができます。150万円を超えても201万円未満であれば、控除を（36万円～3万円の間で変動する）受けることができます。

### （まとめ）

#### 不公正な格差撤廃と均等処遇確保！

被扶養パートタイマーの年収が150万円を超えると、世帯主には配偶者に関する控除がなくなります。それぞれが、自分の収入に応じた税・保険料を納付しますので、納付内容に応じた権利も発生します。被扶養パートタイマーも世帯主と同様の被保険者となります。

ただ、働く場所・雇用形態により想定外の格差を被る場合もあります。不公正な格差を撤廃し、働きに応じた均等な処遇を確保しましょう！

### 札幌パートユニオン

参考資料 【課税及び控除の項目と「壁」となる年収金額】

	「壁」となる被扶養パートタイマーの年収金額					特記
	100万円	103万円	106万円	130万円	150万円	
住民税	◎	◎	◎	◎	◎	課税◎ 非課税× 適用◎
所得税	×	◎	◎	◎	◎	
社会保険料	×	×	◎※1	◎	◎	
扶養適用外	×	×	×	◎	◎	
配偶者控除	◎	◎	◎	◎	◎	

※1 2019年10月1日事業所規模501人以上の従業員がなくなり全ての事業所が対象となる。週の労働時間、月収（年収）、雇用期間はこれまでと同様。